

## 山ノ内町田舎暮らし体験住宅「須賀川んち」使用要領

令和4年4月1日現在

	確 認 事 項	注 意 事 項
予 約	<p><input type="checkbox"/> 山ノ内町への移住を検討されている方が、本住宅の使用を希望する場合は、まず電話、FAX、Mail のいずれかで、使用開始日の90日～10日前までに空き状況の確認と予約を行ってください。</p> <p><input type="checkbox"/> 施設の使用日数は、3泊4日から13泊14日の間とし、1回の使用で1家族（最大5名）まで使用が可能です。また使用料については、人数に関係なく1日1,500円（光熱水費を含む）をいただきます。 ※冬期間（11月～4月）は1日2,000円をいただきます。</p>	<p>■ 観光・レジャー・避暑等、移住検討以外を目的とする使用はできません。また、現地へはなるべくお車でお越しください。</p> <p>■ 使用できる方は、当町の「空き家バンクの利用申し込み」をされている方に限りますので、申し込みをされていない方は、事前に「空き家バンク利用申し込み」を行ってください。</p> <p>■ 予約は1回につき1滞在分までです。既に予約を入れている場合は、使用が終了するまで次の予約を入れることはできません。</p>
申 込 込 込	<p><input type="checkbox"/> 予約後速やかに「山ノ内町田舎暮らし体験住宅使用承認申請書」に身分証明書（住所の分かるもの）の写しを添えて、町に提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 滞在中に農作業体験を希望する場合は、申込時にご相談ください。（春～秋）</p>	<p>■ 予約後2週間以内に使用承認申請書の提出がない場合は、予約キャンセルとなります。</p> <p>なお、使用開始日の24日前から10日前までの予約にあつては、使用開始日の10日前までに使用承認申請書を提出してください。</p>
決 定	<p><input type="checkbox"/> 申し込みの結果、施設利用が決定した場合は、「山ノ内町田舎暮らし体験住宅使用承認通知書」が送付されます。</p> <p><input type="checkbox"/> 使用承認通知書とあわせ、使用料が記載された納入通知書が送付されますので、使用開始前までに納入してください。</p>	<p>■ 予約を取り消す場合は、原則14日前までに山ノ内町役場総務課に連絡してください。</p> <p>■ 施設の修繕等の理由により、予定していた使用を延期や取り消しする場合があります。万が一このことにより使用者に損害が発生した場合でも町では一切の責任を負いません。</p>
	確 認 事 項	注 意 事 項

<p>使用開始</p>	<p>□以下の品物は使用者でご用意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○寝具（布団、枕等）</li> <li>※寝具のリースを希望される場合は、ご相談ください。</li> <li>○食品（各調味料、ラップ類含む）</li> <li>○風呂用品（シャンプー、石鹸等）</li> <li>○洗面用品 ○洗濯用品（洗剤等）</li> <li>○薬 ○ティッシュペーパー</li> <li>○その他施設内に無い物</li> </ul> <p>□使用開始日にまず役場にお越しください。その際に使用承認通知書を持参してください。</p> <p>□宿泊の際は宿泊者名簿に、①氏名②住所③職業を記載いただきます。</p> <p>また、日本国内に住所を有さない外国人宿泊者の方は、④国籍⑤旅券番号の記載もしていただきます。</p> <p>□鍵の受け渡しは現地で行います。</p> <p>□使用者は入居時に職員と備品確認を行ってください。万一、使用終了時に破損や不足が生じた場合、使用者において修理費等を負担していただくことがあります。</p> <p>□職員とゴミ収集場所の確認をしてください。ゴミを出す場合、町指定のごみ袋が必要となります。</p>	<p>■使用開始は、原則午後2～3時からです。使用終了は、原則午前10時です。</p> <p>■施設内には各家電製品等がありますが、詳しくは別紙「物品一覧」をご覧ください。</p> <p>※使用開始日の到着時刻が遅れる場合は、速かに総務課まで連絡してください。</p>
	<p>確認事項</p>	<p>注意事項</p>

<p>使用中</p>	<p>□滞在中に出たゴミは使用者が持ち帰ってください。ただし、山ノ内町の分別形態で分別されたゴミについては、収集日に出すことができます。なお、分別等が不十分な場合、ゴミは回収されません。この場合は、使用者自身で持ち帰ってください。</p> <p>□冬期は水道の凍結に十分注意してください。(水抜きを実施してください。また凍結防止帯のコンセントは抜かないでください。)万が一水道管が凍結し破損した場合、その原因が使用者にあったときは修理代を負担していただきます。</p> <p>□車の運転で、冬期はスタッドレスタイヤ(チェーン)を必ず装着してください。</p>	<p>■室内は禁煙です。</p> <p>■ペットは、屋内・屋外を問わず禁止します。</p> <p>■台所以外(屋外も含む)での火気の使用を禁止します。</p> <p>■施錠はしっかり行ってください。万が一盗難にあった場合でも、町は一切責任を負いません。</p> <p>■室内清掃に努め清潔を保ってください。</p> <p>■庭は定期的に清掃し、雑草の処理を行ってください。</p> <p>■冬期は結露の発生に注意し、こまめに換気と拭き掃除を行ってください。</p> <p>■降雪時は施設の庭及び通路の雪かきを、地域の住民と協力して行ってください。</p>
<p>使用終了</p>	<p>□退去前に清掃(特に換気扇、ガス台、風呂、洗面所、トイレ)及びゴミを処理してください。また、掃除機をかけてください。</p> <p>□残ったゴミは使用者自身でお持ち帰りください。</p> <p>□退去時に鍵を職員に返却してください。</p> <p>□立会い職員と備品の確認を行ってください。</p> <p>□使用終了報告書を提出してください。</p>	<p>■万が一鍵を紛失した場合、玄関錠の交換費用を使用者に負担していただきます。</p> <p>■退去時間に変更が生じる場合は、町担当者に連絡してください。</p> <p>■使用日数は4日から14日間ですが、やむを得ない理由で退去日が早まる場合は、速やかに町担当者に相談してください。</p>
<p style="text-align: center;">お問い合わせ／〒381-0498  長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352-1  山ノ内町役場 総務課 移住交流推進室  TEL：0269-33-3111 FAX：0269-33-4527  E-mail：<a href="mailto:iju-teiju@town.yamanouchi.lg.jp">iju-teiju@town.yamanouchi.lg.jp</a></p>		

注) 使用承認申請書等、各種様式については山ノ内町のホームページに掲載してありますので、利用してください。